

川崎市要保護児童対策地域協議会川崎区実務者会議設置要綱

(平成29年4月1日29川区地支第486号区長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年4月1日18川健ここ第18号）第6条の規定により設置する川崎区実務者会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 川崎区実務者会議は、川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条に掲げる事項を所掌する。

(組織)

第3条 川崎区実務者会議は、代表者部会及び連携調整部会によって組織する。

(会長)

第4条 川崎区実務者会議に会長を置き川崎福祉事務所長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、川崎区実務者会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(代表者部会)

第5条 代表者部会は、別表1に掲げる行政機関、関係機関等により構成し、川崎区実務者会議が円滑に機能するための環境整備等を目的として、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 川崎区実務者会議の年間活動方針に関すること。

(2) 要保護児童対策を推進するための啓発活動や研修に関すること。

(3) その他川崎区実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者部会に委員長及び委員を置くことができる。

- 3 代表者部会の委員は、構成機関から推薦される者をもって充てる。
- 4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 代表者部会は会長が招集し、事務局を川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課に置く。
- 6 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

（連携調整部会）

第6条 連携調整部会は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）及び児童相談所、ならびに個別の支援対象児童等に関わりのある関係機関等によって構成し、法第25条の2第2項に規定する支援対象児童等（以下「支援対象児童等」という。）の支援が円滑に実施されるよう、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）支援対象児童等とその支援に係る情報共有、支援方針、主担当機関の決定等に関すること。
- （2）支援を行っている事例の総合的把握（事例の評価及び支援方針の検討）に関すること。
- （3）その他連携調整部会の設置目的を達成するために必要な事項

（川崎区実務者会議調整機関）

第7条 川崎区実務者会議調整機関は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）川崎区実務者会議の事務の総括に関する業務
 - ア 川崎区実務者会議における協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること
 - イ 川崎区実務者会議の議事運営に関すること。
 - ウ 川崎区実務者会議に係る資料の保管に関すること。
- （2）支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関する業務

ア 関係機関等による支援対象児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。

イ アにより把握した支援対象児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等などの連絡調整に関すること。

(守秘義務)

第8条 川崎区実務者会議に出席した者は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、川崎区実務者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱に基づき定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行し、令和7年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

川崎市要保護児童対策地域協議会川崎区実務者会議代表者部会 構成機関（順不同）

関係機関名	
1	川崎区中央地区民生委員児童委員協議会
2	川崎区大師地区民生委員児童委員協議会
3	川崎区田島地区民生委員児童委員協議会
4	公益社団法人 川崎市幼稚園協会（川崎区）
5	一般財団法人 川崎市保育会（川崎区）
6	川崎市公立保育園（川崎区）
7	川崎市小学校長会川崎支部
8	川崎市中学校校長会川崎支部
9	社会福祉法人青い鳥 川崎市発達相談支援センター
10	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 南部地域療育センター
11	公益財団法人かわさき市民活動センター こども文化センター
12	社会福祉法人青丘社 ふれあい館
13	社会福祉法人川崎聖風福祉会 たじま家庭支援センター
14	地域子育て支援センター
15	川崎市立川崎病院
16	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院
17	社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団 児童養護施設すまいる
18	社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団 あいせん児童家庭支援センター
19	神奈川県川崎警察署
20	神奈川県川崎臨港警察署

2 1	川崎市川崎区社会福祉協議会
2 2	川崎市立田島支援学校
2 3	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター南部地域支援室
2 4	こども未来局南部児童相談所
2 5	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
2 6	川崎区役所地域みまもり支援センター保育所等・地域連携担当
2 7	川崎区役所地域みまもり支援センター学校・地域連携担当
2 8	川崎福祉事務所長が指定する者